

## 見積依頼公告

下記のとおりオープンカウンター方式による見積徴取を行います。

### 記

#### 1. 見積徴取を行う事項

- (1) 工事名称 令和8年度宮崎県内合同宿舎建築一式修繕工事単価契約
- (2) 工事場所 宮崎県宮崎市潮見町110番1ほか
- (3) 工事概要 宮崎県内の合同宿舎（潮見住宅ほか12住宅）における建築一式工事に該当する修繕工事の単価契約
- (4) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (5) 申出書等提出期限 令和8年3月24日（火曜日）12時00分
- (6) 見積書提出期限 令和8年3月24日（火曜日）17時00分
- (7) 見積合わせの日時 令和8年3月25日（水曜日）9時00分から

#### 2. 見積合わせに参加する者に必要な資格等

- (1) 令和7・8年度財務省南九州地区競争参加資格審査において、次のとおり等級決定された者で、責任をもって工事を完成することができる者。  
（業種区分）建築一式工事 （決定等級） 「C」又は「D」等級
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年4月30日勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、当局の競争参加資格審査の再認定を受けた後の資格において競争参加の資格を有するものとする。
- (5) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（分任支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
- (6) 当局の契約担当官と締結した契約に関し、契約に違反し、又は同担当官が実施した入札の相手方となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等当局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- (7) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (8) 本件見積合わせに係る説明を受け、仕様書等の交付を受けた者であること。
- (9) 本件見積合わせに参加するために必要な書類を期限までに提出し、当局の審査に合格した者であること。

#### 3. 契約条項等を示す場所及び見積参加申込等

- (1) 問い合わせ、申込み及び見積書等提出先  
九州財務局 宮崎財務事務所 管財課（宿舎担当）  
〒880-0805 宮崎県宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎3階  
電話0985-22-7101（内線43、44）
- (2) 申込みに当たって  
見積書の提出を希望する者は、上記1.（5）に示す期限までに原則、以下の内容の電子メールにて申込を行うこと。本件に係る関係資料については、申込確認後電子メール又はオンラインストレージにて交付する。  
【送信先メールアドレス】house\_miyakanz@ks.lfb-mof.go.jp（「l」は英小文字の「エル」）  
件名：「令和8年度宮崎県内合同宿舎建築一式修繕工事単価契約」の関係資料交付願  
メール本文：見積合わせ参加者の住所・氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者氏名）  
担当者氏名  
担当者連絡先（電話番号）  
添付ファイル：等級決定通知書（写）又は登録通知書（写）

(3) 申出書等の提出方法

上記1.(5)に示す期限までに、上記(2)で交付する関係資料で指示した書面を上記(1)の提出先に提出すること。

(4) 見積書の提出方法

ア 見積書は、「宮崎県内合同宿舎建築一式修繕工事単価契約見積書在中」と記入した封書に入れ、上記1.(6)に示す期限までに、「紙」により提出すること。提出方法は、持参又は郵送(簡易書留)によることとし、提出期限まで必着すること。

イ 見積金額は、各工事等項目の単価に当所があらかじめ示したところの予定数量を乗じて算出した金額の総合計金額とする。なお、見積書には、工事費内訳書を必ず添付すること。

ウ 契約相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって契約予定総額とするので、参加者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

4. 見積の無効

次に該当する見積は無効とする。

- (1) 見積に参加する資格を有しない者のした見積
- (2) 見積金額、見積参加者の氏名(法人の場合は、法人名及び代表者の氏名)の記載のない見積
- (3) 金額を訂正した見積
- (4) 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である見積
- (5) 明らかに連合によると認められる見積
- (6) 同一事項の見積について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の見積
- (7) その他見積に関する条件に違反した見積

5. 契約相手方の決定等

有効な見積書を提出したもののうち、当所で定めた予定価格の範囲内で最低の価格で見積もった者を契約相手方とする。なお、契約相手方に決定した者に対してのみ、その旨を通知する。

6. 契約書の作成

本件については、契約書を作成する。

7. 契約保証金

全額免除する。

8. 見積合わせ結果の公表等

見積合わせの結果については、ホームページ等での公表は行わないが、問い合わせ等があった場合には、見積合わせの日時経過後、契約相手方及び契約価格について公表する。

以上公告する。

令和8年3月6日

分任支出負担行為担当官  
九州財務局宮崎財務事務所長 石川 慎一